

要求條項

- 一、賃銀を三割値上げされ度し  
(炭車容積倍大により労働は強化され實質賃金は低下せり)
- 二、選炭夫の賃金を最底八十錢に値上げされ度し  
(男子十六歳にして四十五十の賃金にては生活維持困難)
- 三、保險醫は被保險者任意選擇制に改められたし  
被保險者證を各自に手交されたし  
治愈せざる患者の醫療早期打切りの弊害を禁止されたし
- 四、飲料水の粗悪にして不養生の故に改善されたし  
(夏期は蟲子を含有し最も脚氣患者を生じ易し)
- 五、納税は會社全額負擔にされたし  
(現在坑夫一人當り毎月七十錢以上一圓五十錢は不當の高率  
税にして他山に比なし)

- 六、人道歩道避難所なき危險なる捲卸坑道を坑夫通路する違反  
を止められたし  
(即時續業警察規則を嚴守されたし)
- 七、坑内の變動に依り作業不能又は作業なぐれの場合は一  
日八十錢の最底賃金を支給さるべし
- 八、退職手當一年勤續五十圓二年以上は一年を増す毎に二十圓  
宛支給されたし
- 九、十二時間勤務者を全部八時間勤務とせられたし  
(大工棟取其他)
- 十、坑夫住宅を全部を改築せられたし
- 十一、不具半疾となりたる者に坑夫勞役扶助規則を正當に適用し  
支給されたし
- 十二、坑内の通氣を即時完全にされたし